

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市黒崎市民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 56 号

新潟市黒崎市民会館条例の一部を改正する条例

新潟市黒崎市民会館条例（平成 17 年新潟市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

施設名	使用料の額（円）					
	午前		午後		夜間	
	午前 9 時から正午まで		午後 1 時から午後 5 時まで		午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	
ホール	平日	5,850	平日	9,750	平日	13,650
	土曜日及び休日	8,450	土曜日及び休日	11,700	土曜日及び休日	17,550
プレイルーム	1,690		2,340		2,340	
多目的ルーム 1	1,040		1,300		1,300	

多目的ルーム 2	1, 0 4 0	1, 3 0 0	1, 3 0 0
講座室 1	6 5 0	7 8 0	7 8 0
講座室 2	6 5 0	7 8 0	7 8 0
講座室 3	3 9 0	5 2 0	5 2 0
和室 1	1, 0 4 0	1, 4 3 0	1, 4 3 0
和室 2	1, 1 7 0	1, 5 6 0	1, 5 6 0
美術工作室	1, 6 9 0	2, 3 4 0	2, 3 4 0
調理実習室	1, 1 7 0	1, 5 6 0	1, 5 6 0
音楽室	2, 4 7 0	3, 3 8 0	3, 3 8 0

別表備考 8 中「1円」を「10円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項から第4項までの規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市黒崎市民会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例

により行うことができる。

(適用区分)

- 3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市黒崎市民会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に2号施行日以後の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。